

令和6年12月19日
相模原市

納税者の皆様へ

令和6年度固定資産税・都市計画税の納期限決定のお知らせ

令和6年能登半島地震により多大な被害を受けられた方におかれましては、心からお見舞い申し上げます。

さて、相模原市では、先頃の災害時に次に掲げる指定地域に住所を有していた方につきまして、令和6年度の固定資産税・都市計画税の納期限を延長しておりますが、この度、納期限が決定いたしましたのでお知らせいたします。

1 指定地域

指 定 地 域	
石川県	七尾市、羽咋郡志賀町

※輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町の方につきましては引き続き納期限が延長されます。

2 対象となる方

令和6年1月1日において、指定地域に住所を有していた方

3 延長している納期限

●令和6年度 固定資産税・都市計画税

納期	本来の納期限	延長後の納期限
第1期	令和6年 5月31日	令和7年 1月31日
第2期	令和6年 7月31日	
第3期	令和6年 9月30日	
第4期	令和6年12月25日	

※納期限を令和7年1月31日と読み替えてください。

また、口座振替の全期前納は、令和7年1月31日に引き落とされます。

なお、全期用納付書は使用できませんので、全期分をお支払いの場合は、第1期用から第4期用の納付書をご使用ください。

4 納付について

延長前の納期（本来の納期限）により、ご納付いただくことについては、差し支えございません。

5 お問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、次の担当までお問い合わせください。

○固定資産税・都市計画税に関すること

資産税課 賦課班 042-769-8223（直通）

○納付方法・口座振替に関すること

納税課 収納管理第1・2班 042-769-8225 (直通)
○納税相談に関すること
納税課 収納整理第1・2班 042-769-8300 (直通)

改めて、被災されました地域の一日も早い復興、皆様のご健康を心からお祈り申し上げます。